

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年3月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

舗装道路面復旧工事

(2) 施工場所

- ア A地区 北区及び上京区地内
- イ B地区 左京区地内
- ウ C地区 中京区及び東山区地内
- エ D地区 山科区地内
- オ E地区 下京区及び南区地内
- カ F地区 右京区地内
- キ G地区 西京区地内
- ク H地区 伏見区地内

(3) 施工基準等

別紙の道路面掘削跡路面復旧工事仕様書及び工種別構造図のとおり

(4) 契約方法

単価契約 ((2)に掲げる施工場所ごとに、舗装工種別の単価契約をする。)

(5) 契約期間

平成21年4月8日から平成22年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認においてその資格があると認められたものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (3) 京都市上下水道局の平成21年度の競争入札有資格者名簿に「舗装工事」で登録されていて、かつ、当局の「舗装工事」での登録年数が2年以上であること。
- (4) 本市の区域内に主たる事務所又は事業所（本店）を有すること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定に基づく最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この開札日の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます。）における「ほ装」に係る総合評定値が800点以上であり、かつ、「ほ装」の完成工事高（審査対象事業年度）において1億円以上の実績があること。
- (6) 当該工事に係る技術者として、建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級建設機械施工、二級建設機械施工（第1種から第6種まで）、一級土木施工管理、二級土木施工管理（種別を「土木」とする者に限ります。）とするものに合格した技術者又は建設業法による舗装工事に係る監理技術者を上記1(2)アからクまでの地区ごとに専任で配置できること。

なお、当該工事に係る技術者は、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日から本工事の入札日までの期間に、すべての工事等の入札案件において、技術者として配置を予定していない者であること。

- (7) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の

参加停止の期間が含まれていないこと。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

- (1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成21年3月23日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。))を除きます。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

なお、(1)の上下水道局ホームページからダウンロードすることもできます。

4 競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。))を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 技術者配置表

上記2(6)に示す技術者を証明する書類として、技術者の配置表を作成し、提出すること。

ウ 添付書類

上記2(5)及び2(6)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期間

この公告の日から平成21年3月23日(月)まで(休日を除きます。))の

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）と
します。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び工事の設計書・図面等の複写について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成21年3月26日（木）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることにします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の設計書及び図面については、入札参加資格通知書兼競争入札通知書を持参したうえ、平成21年3月27日（金）までの期間に別途指定する場所にて有償にて配布します。この期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成21年3月27日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成21年3月31日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認められたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成21年4月6日（月）

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法

(1) 入札は、上記1(2)アからクまでに掲げる地区ごとに実施します。

(2) この契約は、本工事に係る各単価を定めるもの（単価契約）とします。

(3) 入札に当たっては、応札単価に予定数量を乗じて行い、最低の価格を提示した者を落札者とし、落札者の応札した単価を決定単価とします。

(4) 応札金額については、工事別基準単価表その1の各基準単価に予定数量を乗じた総額金額の範囲内かつ各基準単価の制限金額の範囲内で行うものとします。

(5) 工種別基準単価表その2に示す工種の単価については、工種別基準単価表その2の各基準単価に工種別基準単価表その1に示す工種の入札における小数点5桁の落札率を乗じたものを決定単価とします。ただし、円未満は切り捨てるものとします。

(6) 契約単価は、決定単価に100分の5を加算した金額とします。

(7) 入札は、原則として、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。

- (8) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (9) 代表者又は届出済みの受任者以外の者が代理で入札する場合には、委任状を提出する必要があります。ただし、代表者又は届出済みの受任者の記名捺印がある入札書で入札するときは、委任状を提出する必要はありません。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

7 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。

8 その他

- (1) この調達には、政府調達に関する協定の適用を受けものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 工事請負契約書には、建設事業に関して所管官庁から重大な処分を受けた場合に契約を解除する旨の特約を設けることとします。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)